

広島県中学校教育研究会社会科部会会則

(名称)

第1条 本会は、広島県中学校教育研究会社会科部会と称する。

(所在)

第2条 本会の事務局は、会長の指示する場所におく。事務局は会長から委嘱を受けた事務局員により構成し、本会のすべての庶務及び会計の事務を行う。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連絡を密にして自主的、創造的な社会科教育研究を行い、広島県教育委員会の指導のもとに会員の資質向上と本県中学校社会科教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、講習会等
- (2) 社会科教育に関する研究調査等
- (3) 会員の研究及び発表の助成
- (4) 会誌の発行
- (5) 他の教育研究団体との連絡協力
- (6) その他、会の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同して入会を申し出た県内中学校の教職員で構成する。会員にこの部会の目的に反する行為があった場合は、理事会の4分の3以上の賛成により除名することができる。

(役員)

第6条 本会には次の役員をおき、その任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

会長	1名
副会長	若干名
常任理事	若干名（各教育事務所管内より）
理事	各郡市より1名
監査	2名
顧問・参与	若干名
事務局長	1名

(役員を選任)

第7条 (1) 会長、副会長、常任理事、監査は、理事会において選任する。ただし、会長、副会長は、**原則として**校長の職にあるものとする。

(2) 顧問、参与は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

(3) 事務局は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

- 第8条 (1) 会長は、本会を代表し、すべての会議を招集する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の仕事を代行する。
(3) 常任理事は、常任理事会を構成し、本会の企画運営にあたる。
(4) 理事は理事会を構成し、本会の重要事項について協議する。
(5) 監査は、会計の監査にあたる。
(6) 事務局長は、本会のすべての事務を処理し、すべての会議に出席する。

(会議)

- 第9条 本会の会議は次のとおりとする。
(1) 理事会 原則として1回以上開催する。
(2) 常任理事会 必要に応じて開催する。

(会計)

- 第10条 (1) 本会の経費は、会費その他の収入による。
(2) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

- 第11条 本会の規約の変更は、理事会の総意と広島県教育委員会の承認を要する。

(その他)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

付則 本規約は平成12年4月1日より施行する。

本規約は平成23年5月27日 (23年度理事会) **一部改正**

- ・ 上記の**太字部分**を挿入する。
- ・ 「原則として」の意味は、「会長は校長から、**副会長は校長ないしは教頭の職にあるもの**とする。」と解釈する。